

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表

平成30年

奈良市議会12月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政組織条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市行政組織条例の一部改正</p> <p>(1) 危機管理監の条例上の位置付けの明記</p> <p>(2) 部の統廃合等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 財務部及び会計契約部を総務部に統合</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 市民活動部及び市民生活部を市民部として統合</p> <p>(3) 部間の事務移管</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 総合政策部の所掌事務中、行財政改革に関することを総務部に移管</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 総務部の所掌事務中、職員の人事等に関すること及び情報化に関することを総合政策部に移管</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 市民生活部の所掌事務中、交通施策に関すること及び住宅に関することを都市整備部に移管</p> <p>2. 附則による改正</p> <p style="padding-left: 20px;">奈良市行政組織条例の一部改正に伴い、奈良市スポーツ推進審議会に関する条例の文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・簡素で効率的な行政組織の確立のため、市長部局の組織の見直しを行い、各部の分掌事務を定める。</p>		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	総合政策部 行政経営課

奈良市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部 の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部 を設ける。</p> <p>総合政策部 総務部 <u>財務部</u> <u>市民生活部</u> <u>市民活動部</u> 福祉部 子ども未来部 健康医療部 環境部 観光経済部 都市整備部 建設部 <u>会計契約部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部の分掌事務</u> は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 (1)～(3) 略 <u>(4) 行財政改革に関すること。</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。</p> <p><u>危機管理監</u> 総合政策部 総務部 <u>市民部</u></p> <p>福祉部 子ども未来部 健康医療部 環境部 観光経済部 都市整備部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部等の分掌事務</u>は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>危機管理監</u> <u>(1) 危機管理及び防災に関すること。</u> <u>(2) 市民の安全に関すること。</u></p> <p>総合政策部 (1)～(3) 略</p>

現行	改正案
<p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>危機管理及び防災に関すること。</u></p> <p>(9) <u>市民の安全に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) <u>職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>情報化に関すること。</u></p> <p>(6) 他の部の主管に属しないこと。</p> <p>財務部</p> <p>(1) <u>予算その他の財務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公有財産の管理及び活用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>交通施策に関すること。</u></p> <p>(3) <u>住宅に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報化に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>行財政改革に関すること。</u></p> <p>(5) <u>予算その他の財務に関すること。</u></p> <p>(6) <u>公有財産の管理及び活用に関すること。</u></p> <p>(7) <u>市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p>(8) <u>契約に関すること。</u></p> <p>(9) <u>技術監理及び工事検査に関すること。</u></p> <p>(10) <u>経理事務の適正執行に関すること。</u></p> <p>(11) 他の部の主管に属しないこと。</p> <p>市民部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>市民活動に関すること。</u></p> <p>(5) <u>住居表示に関すること。</u></p> <p>(6) <u>文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u></p>

現行	改正案
<p>市民活動部</p> <p>(1) <u>市民活動に関すること。</u></p> <p>(2) <u>住居表示に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>人権施策に関すること。</u></p> <p>(6) <u>男女共同参画施策に関すること。</u></p> <p>福祉部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>健康医療部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>環境部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>観光経済部</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>都市整備部</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>建設部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>削除</u></p>	<p>(7) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。</u></p> <p>(8) <u>人権施策に関すること。</u></p> <p>(9) <u>男女共同参画施策に関すること。</u></p> <p>福祉部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>健康医療部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>環境部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>観光経済部</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>都市整備部</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>交通施策に関すること。</u></p> <p>(8) <u>住宅に関すること。</u></p> <p>建設部</p> <p>(1)・(2) 略</p>

現行	改正案
<p><u>(4)・(5)</u> 略</p> <p>会計契約部</p> <p><u>(1)</u> 契約に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 技術監理及び工事検査に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 経理事務の適正執行に関すること。</p>	<p><u>(3)・(4)</u> 略</p>

奈良市スポーツ推進審議会に関する条例 新旧対照表 (附則第2項による改正)

現行	改正案
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民活動部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民部</u> において処理する。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 月ヶ瀬福祉センターの実施事業から健康相談、保健指導、健康診査等の実施に関するものを削るほか、関連条文の整理を行う。(第3条、第4条、第4条の2、第4条の3関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・月ヶ瀬地域における健康相談等の事業を所管する月ヶ瀬健康相談室が、月ヶ瀬行政センターに移転している現状に鑑み、所要の規定の整備を行うため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 長寿福祉課

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 健康相談、保健指導、健康診査等の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(指定管理者)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 前条<u>(第3号を除く。)</u>に規定する事業の実施に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 前条_____に規定する事業の実施に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>2 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 第3条第3号に掲げる事業の実施に係る開館時間は、午前8時30分から</p>	<p>2 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条の2 略</p>
<p><u>午後5時15分までとする。ただし、市長は、必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p>	<p>(休館日)</p>
<p>第4条の3 略</p> <p>2 第3条第3号に掲げる事業の実施に係る休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>ただし、市長は、必要があると認める場合は、休館日を変更し、又は臨時に施設の全部若しくは一部を休館し、若しくは開館することができる。</u></p> <p><u>(1) 日曜日及び土曜日</u></p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</u></p>	<p>第4条の3 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 一般廃棄物処理手数料（ごみ、燃え殻等の処分）の金額を次のように改める。（別表第1関係）</p> <p>(1) 一般家庭が臨時に自ら搬入するもの 60円 → 100円</p> <p>(2) 上記以外のもの 100円 → 160円</p> <p>2. 産業廃棄物処分費用の金額を次のように改める。（別表第2関係） 200円 → 260円</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料を改定し、受益者の費用負担の適正化を図るとともに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用を促進するため。 ・産業廃棄物処分費用をごみ処理原価相当に改定し、事業者による自己処理の原則の徹底を図るため。 		
5 施行期日	平成31年10月1日	所管部課	環境部 環境政策課

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表第1（第15条関係）				別表第1（第15条関係）			
一般廃棄物処理手数料				一般廃棄物処理手数料			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
ごみ、燃え殻等の処分	一般家庭が臨時に自ら搬入するもの	100キログラムを超える10キログラム（10キログラム未満は、10キログラムとみなす。）につき	60円	ごみ、燃え殻等の処分	一般家庭が臨時に自ら搬入するもの	100キログラムを超える10キログラム（10キログラム未満は、10キログラムとみなす。）につき	100円
	上記以外のもの	10キログラム（10キログラム未満は、10キログラムとみなす。）につき	100円		上記以外のもの	10キログラム（10キログラム未満は、10キログラムとみなす。）につき	160円
略		略	略	略		略	略
備考 略				備考 略			
別表第2（第25条関係）				別表第2（第25条関係）			
産業廃棄物処分費用				産業廃棄物処分費用			
	単位		金額		単位		金額
	10キログラム（10キログラム未満は10キログラムとみなす。）につき		200円		10キログラム（10キログラム未満は10キログラムとみなす。）につき		260円

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 男女の別の削除について（第5条、第9条、第12条関係） 印鑑登録原票における男女の別の記載を削除する。</p> <p>2. 印鑑登録原票の電子化について（第5条関係） 印鑑登録原票の保管方法を、紙による方法から電子データによる方法に改める。</p> <p>3. 印鑑証明書の交付サービスについて（第13条、第13条の2関係） 印鑑登録証を窓口にて提示することでしか印鑑証明書の交付を受けられないこととされているが、これに限らず、マイナンバーカードを使ってコンビニ等に設置されている多機能端末機から交付を受けたり、印鑑登録証に代えて窓口でマイナンバーカードを提示することで交付を受けられるようにする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録原票や印鑑登録証明書にある男女の別の記載を削除し、性的プライバシーに配慮するため。 ・ 多機能端末機を用いた印鑑登録証明書の交付サービスを開始するとともに、窓口にて印鑑登録証に代えてマイナンバーカード（個人番号カード）の提示による印鑑登録証明書の発行を行い、市民の利便性を向上させるため。 ・ 印鑑登録原票の電子化を行うため。 		
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	市民生活部 市民課

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の申請（以下「登録申請」という。）があつた場合は、登録申請者が本人であること、又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、第2項又は第4項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 男女の別</u></p> <p><u>(7)・(8) 略</u></p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の申請（以下「登録申請」という。）があつた場合は、登録申請者が本人であること、又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、第2項又は第4項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p>7 <u>前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。</u></p>
<p>(登録事項の修正)</p> <p>第9条 市長は、第5条第6項第4号から<u>第8号</u>までに掲げる印鑑登録原票の登録事項に変更があつたときは、職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の作成)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに、当該印影の写しに相違ない旨及び第5条第6項第4号から<u>第8号</u>までに掲げる事項を記載し、電子計算機からの出力により作成する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録証を提示して市長に申請しなければならない。</p>	<p>(登録事項の修正)</p> <p>第9条 市長は、第5条第6項第4号から<u>第7号</u>までに掲げる印鑑登録原票の登録事項に変更があつたときは、職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の作成)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに、当該印影の写しに相違ない旨及び第5条第6項第4号から<u>第7号</u>までに掲げる事項を記載し、電子計算機からの出力により作成する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録証を提示して市長に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市大安寺西地域ふれあい会館及び奈良市東里地域ふれあい会館を新設する。（第2条関係）</p> <p>2. 奈良市大安寺西地域ふれあい会館及び奈良市東里地域ふれあい会館の利用料金を設定する。（別表関係）</p> <p>3. 奈良市公民館条例の一部改正（附則第2項関係） 三笠公民館大安寺西分館及び興東公民館東里分館を廃止する。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・一部の公民館分館を地域ふれあい会館へと移行し、地域の交流活動及び福祉活動の拠点とするため。</p>		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	市民活動部 地域活動推進課、教育総務部 生涯学習課

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
略		略	略		略
奈良市都跡地域ふれあい会館		略	奈良市都跡地域ふれあい会館		略
			奈良市大安寺西地域ふれあい 会館		奈良市四条大路南町1番22号
			奈良市東里地域ふれあい会館		奈良市須川町776番地
別表 (第4条関係)			別表 (第4条関係)		
区分		利用料金 (1時間当たり)	区分		利用料金 (1時間当たり)
略		円 略	略		円 略
奈良市都跡地域ふれあい会館		略	奈良市都跡地域ふれあい会館		略
備考 略			奈良市大安寺西地域ふれあ い会館		和室 1 200
					和室 2 200
					小会議室 150
					大会議室 630
			奈良市東里地域ふれあい会館		和室 1 170
					和室 2 210
					会議室 190
					大会議室 650
備考 略			備考 略		

奈良市公民館条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案																												
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>																												
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>																												
<p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p>	<p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 432 589 480">名称</th> <th data-bbox="589 432 1061 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 480 589 528">略</td> <td data-bbox="589 480 1061 528">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 589 576">南部公民館明治分館</td> <td data-bbox="589 528 1061 576">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 576 589 624">三笠公民館大安寺西分館</td> <td data-bbox="589 576 1061 624">奈良市四条大路南町1番22号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 624 589 671">略</td> <td data-bbox="589 624 1061 671">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 671 589 719">若草公民館佐保分館</td> <td data-bbox="589 671 1061 719">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 719 589 767">興東公民館東里分館</td> <td data-bbox="589 719 1061 767">奈良市須川町776番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 767 589 815">略</td> <td data-bbox="589 767 1061 815">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	南部公民館明治分館	略	三笠公民館大安寺西分館	奈良市四条大路南町1番22号	略	略	若草公民館佐保分館	略	興東公民館東里分館	奈良市須川町776番地	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 432 1597 480">名称</th> <th data-bbox="1597 432 2069 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 480 1597 528">略</td> <td data-bbox="1597 480 2069 528">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 528 1597 576">南部公民館明治分館</td> <td data-bbox="1597 528 2069 576">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 576 1597 624">略</td> <td data-bbox="1597 576 2069 624">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 624 1597 671">若草公民館佐保分館</td> <td data-bbox="1597 624 2069 671">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 671 1597 719">略</td> <td data-bbox="1597 671 2069 719">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	南部公民館明治分館	略	略	略	若草公民館佐保分館	略	略	略
名称	位置																												
略	略																												
南部公民館明治分館	略																												
三笠公民館大安寺西分館	奈良市四条大路南町1番22号																												
略	略																												
若草公民館佐保分館	略																												
興東公民館東里分館	奈良市須川町776番地																												
略	略																												
名称	位置																												
略	略																												
南部公民館明治分館	略																												
略	略																												
若草公民館佐保分館	略																												
略	略																												

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 大和都市計画地区計画の決定（平成30年奈良市告示第397号） 	4 制定改廃の概要	1. 建築物等の形態意匠の制限を適用する区域に中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域を加える。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 大和都市計画地区計画として平成30年6月22日に告示された中登美ヶ丘五丁目西地区計画において、良好な景観の形成を図るため、適切な規制誘導を目的として、建築物等に関する形態意匠の制限を条例化することにより、その実効性をより高いものとするため。 		
5 施行期日	平成31年2月1日	所管部課	都市整備部 景観課

奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表

現行		改正案																	
別表第1 適用区域（第3条関係）		別表第1 適用区域（第3条関係）																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">地区整備計画区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </table>		地区整備計画区域		略	略	大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">地区整備計画区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </table>		地区整備計画区域		略	略	大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略	中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域		
地区整備計画区域																			
略	略																		
大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略																		
地区整備計画区域																			
略	略																		
大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略																		
中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域																		
別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係）		別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係）																	
<table border="1"> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>制限の内容</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	制限の内容	略	略	大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略	<table border="1"> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>制限の内容</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</u> 2 <u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配</u> </td> </tr> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	制限の内容	略	略	大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略	中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</u> 2 <u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配</u>
ア	イ																		
地区整備計画区域・計画地区	制限の内容																		
略	略																		
大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略																		
ア	イ																		
地区整備計画区域・計画地区	制限の内容																		
略	略																		
大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	略																		
中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</u> 2 <u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配</u> 																		

現行	改正案
	<p><u>色すること。ただし、建築物全体を勾配屋根（当該屋根の勾配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</u></p> <p><u>3 建築物の外壁のデザインについては、ストライプや模様を用いた連続する配色は避け、景観に配慮すること。</u></p> <p><u>4 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</u></p> <p><u>5 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</u></p> <p><u>6 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>7 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</u></p> <p><u>8 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、B地区における各屋外広告物の</u></p>

現行					改正案						
別表第2の付表1 建築物の屋根					表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、各 広告物の表示面積は6平方メートル以下とする。						
					別表第2の付表1 建築物の屋根						
地区整備計画区域・計画地区		色相区分	明度区分	彩度の上限		地区整備計画区域・計画地区		色相区分	明度区分	彩度の上限	
略		略	略	略		略		略	略	略	
大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域		略	略	略		大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域		略	略	略	
		中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域			0.0 R 以上 10.0 R 未満		4 未満		2		
					0.0 Y R 以上 5.0 Y R 未満		4 未満		2		
					5.0 Y R 以上 10.0 Y R 未満		4 未満		3		
					0.0 Y 以上 5.0 Y 未満		4 未満		3		
					5.0 Y 以上 10.0 Y 以下		4 未満		2		
					その他の色相		4 未満		2		
					無彩色		4 未満		二		
		地区整備計画区域・計画		建築物の規模	色相区分	明度区分	彩度の上限	地区整備計画区域・計画		建築物の規模	色相区分
建築物の外壁又はこれに代わる柱											

現行					改正案				
地区					地区				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
大宮通り 交流拠点 地区地区 整備計画 区域	略	略	略	略	大宮通り 交流拠点 地区地区 整備計画 区域	略	略	略	略
					中登美ヶ 丘五丁目 西地区整 備計画区 域	全て の建 築物	0.0R以上5.0R未 満	8未満	2
							満	8以上	1
							5.0R以上10.0R未 満	5未満	4
								5以上8未満	2
								8以上	1
								5未満	6
							0.0YR以上5.0Y R未満	5以上7未満	3
								7以上8未満	2
								8以上9未満	1
								5未満	6
							5.0YR以上10.0Y R未満	5以上6未満	4
								6以上7未満	3
								7以上8未満	2
								8以上9未満	1
								5未満	6
							0.0Y以上5.0Y未 満	5以上8未満	4
								8以上9未満	3
								9以上	2
							5.0Y以上10.0Y未 満	5未満	6
								5以上8未満	3

現行	改正案																									
<p>(注) 表の数値は、日本工業規格Z8721に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。</p> <p>別表第2の付表2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">地区整備計画 区域・計画地 区</th> <th style="width:15%;">種別</th> <th style="width:70%;">制限の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地 区整備計画区 域</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画 区域・計画地 区	種別	制限の内容	略	略	略	左京五丁目地 区整備計画区 域	略	略																	
	地区整備計画 区域・計画地 区	種別	制限の内容																							
	略	略	略																							
	左京五丁目地 区整備計画区 域	略	略																							
				8以上9未満	2																					
			9以上	1																						
		その他の色相	8未満	2																						
			8以上9未満	1																						
		無彩色	9以下	二																						
	<p>(注) 表の数値は、日本工業規格Z8721に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。</p> <p>別表第2の付表2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">地区整備計画 区域・計画地 区</th> <th style="width:15%;">種別</th> <th colspan="2" style="width:70%;">制限の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地 区整備計画区 域</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中登美ヶ丘五 丁目西地区整 備計画区域</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全 広 告 物 に 関 する 事 項</td> <td style="text-align: center;"><u>用途等</u></td> <td style="text-align: left;"><u>自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>位置</u></td> <td style="text-align: left;"><u>敷地境界線を越えて掲出できない。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>照明</u></td> <td style="text-align: left;"> <u>1 点滅しないものに限る。</u> <u>2 動画等を表示するものは、設置できない。</u> <u>3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。</u> </td> </tr> </tbody> </table>				地区整備計画 区域・計画地 区	種別	制限の内容		略	略	略		左京五丁目地 区整備計画区 域	略	略		<u>中登美ヶ丘五 丁目西地区整 備計画区域</u>	全 広 告 物 に 関 する 事 項	<u>用途等</u>	<u>自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。</u>		<u>位置</u>	<u>敷地境界線を越えて掲出できない。</u>		<u>照明</u>	<u>1 点滅しないものに限る。</u> <u>2 動画等を表示するものは、設置できない。</u> <u>3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。</u>
地区整備計画 区域・計画地 区	種別	制限の内容																								
略	略	略																								
左京五丁目地 区整備計画区 域	略	略																								
<u>中登美ヶ丘五 丁目西地区整 備計画区域</u>	全 広 告 物 に 関 する 事 項	<u>用途等</u>	<u>自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。</u>																							
		<u>位置</u>	<u>敷地境界線を越えて掲出できない。</u>																							
		<u>照明</u>	<u>1 点滅しないものに限る。</u> <u>2 動画等を表示するものは、設置できない。</u> <u>3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。</u>																							

現行	改正案		
		色彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。
	屋上広告物		表示し、又は設置できない。
	壁面広告物		<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、10平方メートル以下とし、当該壁面の5分の1以下とする（A地区に限る。）。 2 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。 3 窓ガラス面へは、掲出できない。
	塀垣広告物		設置できない。
	広告塔		<ol style="list-style-type: none"> 1 1敷地につき1基までとし、高さは、6メートル以下とする。 2 総表示面積は、20平方メートル以下とし、1面の表示面積は、10平方メートル以下とする（A地区に限る。）。
	広告板		<ol style="list-style-type: none"> 1 1敷地に2基までとする。 2 表示面積は、10平方メートル以下とする（A地区に限る。）。
	広告幕 気球広告物		イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は、速やかに撤去する。
	アーチ広告物 はり札 はり紙 立看板		設置できない。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 大和都市計画地区計画の決定（平成30年奈良市告示第397号） 	4 制定改廃の概要	1. 中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域における建築物の用途の制限に係る規定を新設する。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 大和都市計画地区計画として平成30年6月22日に告示された中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域において、健全な住宅市街地及び良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途の混在等を防止し、今後さらに周辺地域との調和を考慮しつつ、適切な規制の誘導をするために、建築基準法第68条の2の規定により条例で建築物に関する制限を定めて、その実効性をより高いものとするもの。 		
5 施行期日	平成31年2月1日	所管部課	都市整備部 建築指導課

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																																				
<p>別表第1 適用区域（第2条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">地区整備計画区域</th> </tr> <tr> <td style="width:50%;">略</td> <td style="width:50%;">略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">ア</th> <th style="width:50%; text-align: center;">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td style="text-align: center;">建築物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域		略	略	大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	略	略	大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略	<p>別表第1 適用区域（第2条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">地区整備計画区域</th> </tr> <tr> <td style="width:50%;">略</td> <td style="width:50%;">略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中登美ヶ丘五丁目</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）</td> </tr> <tr> <td>西地区整備計画区 域</td> <td>地区計画中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </table> <p>別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">ア</th> <th style="width:50%; text-align: center;">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td style="text-align: center;">建築物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中登美ヶ丘五丁目</td> <td rowspan="2"> (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、 猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの </td> </tr> <tr> <td>西地区整備計画区 域</td> <td>A地区</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域		略	略	大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略	中登美ヶ丘五丁目	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）	西地区整備計画区 域	地区計画中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	略	略	大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略	中登美ヶ丘五丁目	(1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、 猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの	西地区整備計画区 域	A地区
地区整備計画区域																																					
略	略																																				
大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略																																				
ア	イ																																				
地区整備計画区域・計画地区	建築物																																				
略	略																																				
大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略																																				
地区整備計画区域																																					
略	略																																				
大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略																																				
中登美ヶ丘五丁目	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）																																				
西地区整備計画区 域	地区計画中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域																																				
ア	イ																																				
地区整備計画区域・計画地区	建築物																																				
略	略																																				
大宮通り交流拠点 地区地区整備計画 区域	略																																				
中登美ヶ丘五丁目	(1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、 猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの																																				
西地区整備計画区 域		A地区																																			

現行	改正案		
			<p>(4) <u>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</u></p> <p>(5) <u>公衆浴場</u></p> <p>(6) <u>この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</u></p>
		B地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) <u>住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</u></p> <p>(2) <u>延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</u></p> <p>ア <u>事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</u></p> <p>イ <u>日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</u></p> <p>ウ <u>学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</u></p>

現行	改正案		
			<p>エ <u>美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</u></p> <p>オ <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>カ <u>診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</u></p> <p>(4) <u>巡査派出所</u></p> <p>(5) <u>公衆電話所</u></p> <p>(6) <u>公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</u></p> <p>(7) <u>路線バスの停留所の上家</u></p> <p>(8) <u>前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。</u></p>

現行

別表第4 建築物の敷地面積の最低限度（第4条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	面積	適用の除外
略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	略	略

別表第5 壁面の位置の制限（第5条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	壁面の位置の制限	適用の除外
略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	略	略

改正案

別表第4 建築物の敷地面積の最低限度（第4条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	面積	適用の除外
略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	略	略
<u>中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域</u>	<u>165平方メートル（建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、その敷地面積が165平方メートル）</u>	<u>(1) 巡査派出所</u> <u>(2) 公衆電話所</u> <u>(3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</u> <u>(4) 路線バスの停留所の上家</u>

別表第5 壁面の位置の制限（第5条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	壁面の位置の制限	適用の除外
略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	略	略
<u>中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域</u>	<u>A地区</u>	<u>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</u> <u>(2) 物置その</u>

現行	改正案			
				<u>他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・町の区域等の変更（平成30年奈良市告示第424号） 	4 制定改廃の概要	1. 奈良市南消防署の管轄区域に、菅原東一丁目、菅原東二丁目及び西大寺国見町三丁目を加える。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の設定に伴い、消防署の管轄区域を改めるため。 		
5 施行期日	平成31年1月21日	所管部課	消防局 総務課

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
略			略		
奈良市南消防署	奈良市八条五丁目404番地の1	三条川西町（中略）、菅原町、青野町（中略）、西大寺国見町二丁目_____、西大寺北町一丁目（中略）、大安寺七丁目	奈良市南消防署	奈良市八条五丁目404番地の1	三条川西町（中略）、菅原町、青野町（中略）、西大寺国見町二丁目、 <u>西大寺国見町三丁目</u> 、西大寺北町一丁目（中略）、大安寺七丁目、 <u>菅原東一丁目</u> 、 <u>菅原東二丁目</u>
略			略		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市流域関連公共下水道、奈良市公共下水道の青山処理区、平城処理区及び佐保台処理区の事業計画の変更に伴い、計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改正する。（別表第2関係）</p> <p>2. 計画処理区域に関して所要の改正を行う。（別表第2関係）</p> <p>3. 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正（附則第2項関係） 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う所要の文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 管理部 下水道計画管理課

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大処理水量	名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大処理水量
奈良市公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	人 339,439	立方メートル 185,063	奈良市公共下水道事業	都市計画下水道事業 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部を除く。)	人 320,650	立方メートル 143,437
				月ヶ瀬公共下水道事業	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬	870	310

現行					改正案				
							桃香野の一部に 限る。)		
奈良市農業集落水産業	略	略	略	略	奈良市農業集落水産業	略	略	略	略

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>（月ヶ瀬地区の事業 _____ に係る分担金）</p> <p>第11条 奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表第2に定める奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外 _____ の区域に係る受益者が負担する分担金については、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の規定の例による。</p>	<p>（月ヶ瀬公共下水道事業に係る分担金）</p> <p>第11条 _____ 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表第2に定める奈良市公共下水道事業のうち月ヶ瀬公共下水道事業の区域に係る受益者が負担する分担金については、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の規定の例による。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療科目の名称変更（第 4 条関係） 診療科目の「神経内科」を「脳神経内科」へ変更する。 2. 利用料金の減免等に係る規定の明確化（第 13 条関係） 指定管理者が利用料金の全部又は一部を減免し、又は徴収を猶予することができる旨を明確化するため、所要の文言改正を行う。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立奈良病院の診療科目の名称を変更し、「神経内科」を「脳神経内科」とすることで、心療内科や精神科との混同を防ぎ、脳卒中や認知症、頭痛症など頻度の多い重要な疾患を専門的に診療する科であることを周知するため。 ・ 市立奈良病院における利用料金の減免又は徴収の猶予の権限が指定管理者にあることを明確化するため。 		
5 施行期日	公布の日、平成 31 年 1 月 1 日	所管部課	健康医療部 医療事業課

